平成２１年（フ）第２０６号
鹿児島県肝属郡錦江町田代川原229番地１
破産者　神田　正雄
１　決定年月日　平成22年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第２２２号
鹿児島県肝属郡錦江町田代川原140番地１
破産者　神田　和雄
１　決定年月日　平成22年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
鹿児島県鹿屋市新栄町34番19号
破産者　郡　ナツヱ
１　決定年月日　平成22年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２０年（フ）第２１０２６号
東京都中央区八丁堀１丁目10番７号
破産者　株式会社エキスプレス・トラベル
１　決定年月日　平成22年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７５８号
東京都青梅市成木４丁目576番地
破産者　医療法人社団寿光会
１　決定年月日　平成22年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４８１３号
茨城県筑西市徳持25番地の５
破産者　株式会社グリーンハウス
１　決定年月日　平成22年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４８１４号
茨城県筑西市徳持320
破産者　辻本　良一
１　決定年月日　平成22年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４８１５号
茨城県筑西市徳持320
破産者　辻本久美子
１　決定年月日　平成22年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４３号
札幌市東区中沼西１条１丁目７番５号
破産者　サンオーク有限会社
１　決定年月日　平成22年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２１４５２号
東京都港区南青山４丁目17番33―305号
破産者　株式会社ＨＫホールディングス
１　決定年月日　平成22年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３５２２号
東京都渋谷区渋谷１丁目１番10号
破産者　株式会社ゴールドパートナー
１　決定年月日　平成22年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３５２３号
埼玉県さいたま市緑区大字三室2104―14
破産者　熊膳　秀典
１　決定年月日　平成22年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４９１８号
東京都台東区柳橋２丁目11―８　小川ビル302、開始決定時の住所東京都墨田区東駒形３丁目18―９
破産者　小久保　進
１　決定年月日　平成22年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６２１１号
東京都中央区日本橋茅場町１丁目６番３号
破産者　株式会社アイズ
１　決定年月日　平成22年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４４７号
神奈川県海老名市中野47番地の１
破産者　いちかわストア株式会社
１　決定年月日　平成22年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１７号
長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東170番地
破産者　有限会社上原工業
１　決定年月日　平成22年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第２１６号
岐阜県多治見市笠原町897番地の３
破産者　暁化成株式会社
１　決定年月日　平成22年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２６６号
岐阜県瑞浪市明世町月吉898番地の２
破産者　山中　威夫
１　決定年月日　平成22年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第３５号
岐阜県中津川市中津川2994番地の３
破産者　纐纈　一夫
１　決定年月日　平成22年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第４７号
岐阜県多治見市滝呂町12丁目148番地の1030
破産者　佐藤　麗子
１　決定年月日　平成22年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第５０号
岐阜県土岐市下石町322番地の２
破産者　林　　光文
１　決定年月日　平成22年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第５１号
岐阜県土岐市下石町322番地の２
破産者　林　　眞弓
１　決定年月日　平成22年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第３３７号
神戸市北区鈴蘭台北町８丁目１番１号
破産者　株式会社ＷＰＣ
１　決定年月日　平成22年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部